

## 令和 2 年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

令和 2 年度 概算要求額	3 兆 7 5 億円
令和元年度 当初予算額	3 兆 1 億円
差 引	+ 7 4 億円
	(対前年度比率+0. 2%)

※ 復興特別会計分を含む。

※ 令和元年度当初予算額は、臨時・特別の措置(10億円)を除く。

### 《主要事項》

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり .....	2
○ 断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進	
○ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進	
○ 自殺総合対策の更なる推進	
○ 成年後見制度の利用促進	
II 生活保護制度の適正な実施 .....	6
○ 生活保護に係る国庫負担	
○ 生活保護の適正実施の推進	
III 福祉・介護人材確保対策等の推進 .....	7
○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
○ 外国人介護人材の受入環境の整備	
○ 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進	
IV 災害時における福祉支援 .....	10
○ 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	
○ 被災地(福島県)における福祉・介護人材確保対策	
○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	

# I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

## 1. 断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進【一部新規】

58億円（28億円）

市町村における複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備のため、

- ・ 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組
- ・ 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり
- ・ 様々な相談機関のネットワーク構築

の推進に向けた市町村等の創意工夫ある取組、都道府県による市町村における地域づくりの取組の支援を引き続き促進する。

さらに、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ」（令和元年7月19日）を踏まえ、上記の相談支援体制に加え、社会とのつながりや参加の支援、地域コミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援の観点から、市町村の取組を推進し、包括的支援体制の構築を進める。

## 2. 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進

### (1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化【一部新規】

525億円（438億円）

ひきこもり状態にある者や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な者や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える者へ必要な支援を行うため、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化等を進める。

#### <主な充実内容>

##### ① 自立相談支援のアウトリーチ等の充実

各市等の自立相談支援機関へアウトリーチ支援員（仮称）を新たに配置し、ひきこもり状態にある者などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めるとともに、各都道府県に企業開拓員（仮称）を新たに配置し、就労準備支援事業等における就労体験や就労訓練受入先の開拓を進める。

##### ② 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進

就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業について、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考とした事業をモデル的に実施することを通じて、実施体制の整備を進める。

##### ③ 子どもの学習・生活支援事業の推進

より身近な場所で支援を受けられるよう、会場の設置を促進する。また、高校生世代への支援の充実を図る。

**④ 技能修得期間における生活費貸付の充実**

働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

**⑤ ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化**

より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成される専門家のチームをひきこもり地域支援センターに設置する。

チームの意見を踏まえて、管内市町村を巡回するセンターの支援員が、ひきこもり支援に携わる自立相談支援機関へのアドバイスや、当事者への直接支援を行う。また、チームは必要に応じて市町村の自立相談支援機関と連携しながら、当事者への直接支援を行う。

**⑥ 中高年の者に適したひきこもり支援の充実**

社会とのつながりを支援するために、市町村において、中高年のひきこもり状態にある者を念頭に置いた居場所づくりやボランティア活動の機会を提供し、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者との良好な関係づくりのための相談会や講習会等による支援を行う

**⑦ 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化**

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起するための情報として、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例（成功体験例）を収集し、本人や家族等に周知を行う。

**(2) 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施【一部新規】**

**1. 2億円（1. 2億円）**

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

また、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

**(3) 農業分野等との連携強化【新規】**

**1. 0億円**

農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

【参考】厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（抄）

Ⅱ. 就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

3. 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開等

【社会参加実現に向けたプログラム】

(8) 支援が必要なすべての方に支援を届ける体制の強化【新規・拡充】

「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行う。

より身近な場所で相談を着実に受け止め適切な支援ができるよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（市域に設置）を入口とする相談支援体制を構築するとともに、それをひきこもり地域支援センター（県域に設置）がより強固にバックアップする。

社会参加の場の充実として、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業について、就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能を明確化するとともに、多様な形態での広域実施の推進を図るなど全対象自治体での実施を促進する。また、「ひきこもりサポート事業」の充実を図り、幅広い年齢層を対象とする居場所づくりを推進する。

(9) 地域共生社会の実現【新規・拡充】

8050 問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。

更に、「断らない」相談支援体制の整備や地域における伴走体制の確保など、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築のための方策を検討するとともに、居場所を含む多様な地域活動の促進を図る。

## 2. (1)⑤ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考えられる市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援事業者等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、ひきこもり地域支援センターにおける医療や法律に関する専門的な相談体制を強化するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成される専門家チーム（定期的な会議体）を設置する。管内市町村を巡回する市町村等支援員が、チームの意見を踏まえ、ひきこもり支援に関する専門的アドバイスをを行う。また、チームは、必要に応じて、市町村の自立相談支援機関と連携しながら、ひきこもりの状態にある者への直接支援を行う。

### 事業イメージ



## 2. (1)⑥中高年の者に適したひきこもり支援の充実

- ◇ ひきこもり支援においては、中高年も含め、ひきこもりの状態にある者の年齢によらず支援を行ってきたが、中高年のひきこもりの状態にある者のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。
  - ◇ 例えば、中高年のひきこもり状態にある者は、就労が困難である者も一定程度存在するものと考えられ、就労に限らない多様な社会参加の場を確保する必要がある。
    - また、ひきこもり状態にある者の最も身近な支援者はその家族であるが、特に、中高年のひきこもりの状態にある者の家族には、本人とのコミュニケーションが取りづらい方や、本人との接し方についてのアドバイスを必要とする方、親なき後の本人の生活を心配し、本人が親なき後も安心して暮らせるようなライフプランを必要とする方など、中高年の者の家族への支援が必要とされている。
  - ◇ このため、現状、相談支援や居場所づくり等のひきこもり支援を行っている市町村の「ひきこもりサポート事業」について、中高年の者に適した支援の更なる充実を図るため、
    - ・中高年の者が参加しやすくなるよう、年齢や性別、ひきこもり状態にある期間等に配慮した居場所づくり
    - ・ボランティア活動等の多様な社会参加の場の確保
    - ・家族に対しても、当事者である子との接し方や親子間の関係を良好なものとしていくためのノウハウを得られる場の提供や、親なき後も安心して暮らせるようなライフプラン作成のための講習等を行う。
- ※ ひきこもり状態にある方にとって、「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、特に重要なもの。このため、ひきこもりサポート事業を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施するものとする。

## 2. (1)⑦本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化 ※厚生労働省委託費

- ◇ 厚生労働省氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしている。
- ◇ 「情報のアウトリーチ」を行う際には、施策や相談窓口を案内することに加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起する情報を届けることが重要であるため、ひきこもり地域支援センターや生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、家族会、支援団体等の支援を通じて、ひきこもりの状況にある方が社会とのつながりを回復することができた好事例（成功体験例）を収集し、これを本人や家族等に周知する。